

高鍋町空き家バンク不動産登記等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高鍋町空き家バンク事業実施要綱（令和3年高鍋町訓令第35号。以下「実施要綱」という。）に基づく空き家バンクへの物件登録を推進し、本町への移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、表示登記等の不動産登記に要する費用の一部について、予算の範囲内において交付する高鍋町空き家バンク不動産登記等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空き家)

第2条 補助金の対象となる空き家は、実施要綱第4条第2項の規定により空き家バンクに登録された空き家又は空き家バンクに登録が見込まれる空き家とする。ただし、当該空き家が過去に補助金の交付を受けている場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、実施要綱第4条第5項の規定により空き家バンク登録の決定を受けた者（個人に限る。）又は空き家バンク登録の決定を受ける見込みがある者（個人に限る。）のうち次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税、使用料、保険料、負担金等を滞納している者（同一世帯員が滞納している場合を含む。）
- (2) 暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (4) 暴力団関係者（条例第2号第3号に規定する暴力団関係者をいう。）
- (5) その他町長が補助金の交付の対象者として不適当と認めた者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「事業」という。）は、第2条に規定された空き家の表示登記及び所有権保存登記に係る不動産登記事業とする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- (1) 相続等による所有権の移転の登記の場合
- (2) 事業が国、県又は町が実施している他の補助金等の対象となっている場合

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助金の交付決定の日以降に契約し、かつ、事業実施期間内に支払いが完了する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 不動産登記の実施に係る法務局へ支払う各種手数料
- (2) 不動産登記を行う司法書士及び弁護士に支払う登記委託料
- (3) 不動産登記に必要と認められる現況測量又は測量図作成に伴う土地家屋調査士又は測量士に支払う業務委託料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に100分の50を乗じた額とし、当該額が100,000円を超えるときは100,000円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請に必要な書類)

第7条 規則第3条第4号に規定するその他町長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高鍋町空き家バンク不動産登記等補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 登記事項証明書(全部事項証明書)
- (4) 固定資産課税台帳(名寄帳)の写し
- (5) 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- (6) 申請者及び同一世帯員の納税証明書
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(事業の実施期間)

第8条 事業の実施期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

(実績報告の期間)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助対象事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに行なければならない。

(実績報告に必要な書類)

第10条 規則第13条第1項に規定するその他町長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高鍋町空き家バンク不動産登記等補助金実績報告書(様式第3号)
- (2) 事業実施に係る委託契約書等の写し又は請求書の写し
- (3) 補助対象経費の領収証等の写し
- (4) 登記後の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (5) 登記のための測量等が行われた場合は、測量図
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(返還の請求)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付した補助金の返還を請求するものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

高鍋町空き家バンク不動産登記等補助金交付申請書

年 月 日

高鍋町長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

空き家バンク不動産登記等補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

空 家 バ ン ク 登 録 番 号 ※	第 号
空 家 の 所 在 地	高鍋町
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
補 助 対 象 経 費 (不動産登記等見積額)	円

※空き家バンク登録された空き家の場合のみ

添付書類

- (1) 登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 固定資産課税台帳（名寄帳）の写し
- (3) 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- (4) 申請者及び同一世帯員の納税証明書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

高鍋町長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

高鍋町空き家バンク不動産登記等補助金の申請にあたり、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税、使用料、保険料、負担金等を滞納している（同一世帯員が滞納している場合を含む。）。
- (2) 暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である。
- (3) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）である。
- (4) 暴力団関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である。
- (5) 補助対象空き家が過去に補助金の交付を受けている。
- (6) 事業が国、県又は町が実施している他の補助金等の対象となっている。

高鍋町空き家バンク不動産登記等補助金実績報告書

年 月 日

高鍋町長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 月 日付け高鍋町指令第 号で交付決定のあった高鍋町空き家バンク不動産登記等補助金の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

空 き 家 バ ン ク 登 録 番 号 ※	第 号
空 き 家 の 所 在 地	高鍋町
事 業 完 了 日	年 月 日
補 助 対 象 経 費 （不動産登記等金額）	円

※空き家バンク登録された空き家の場合のみ

添付書類

- (1) 委託契約書等の写し又は請求書の写し
- (2) 補助対象経費の領収証等の写し
- (3) 登記後の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (4) 測量図（登記のための測量等が行われた場合）
- (5) その他町長が必要と認めるもの